

第6章 参考資料

1 社会制度等と相談機関

(1) 一般的な相談

ア 支援拠点機関

高次脳機能障害者や家族からの様々な相談に応えるため、各都道府県に高次脳機能障害支援拠点機関が置かれています。

栃木県でも、平成22年4月に、とちぎリハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援拠点機関が設置されていますが、平成30(2018)年4月のとちぎリハビリテーションセンターの独立行政法人化に伴い、支援拠点機関も栃木県立リハビリテーションセンターと栃木県障害者総合相談所の2機関になっています。また、同年10月には5つの医療機関を高次脳機能障害地域支援拠点機関に指定し、支援コーディネーターが相談支援等の業務に取り組んでいます。

名称	所在地	電話
栃木県障害者総合相談所	宇都宮市駒生町 3337-1	028-623-6114
栃木県立リハビリテーションセンター	宇都宮市駒生町 3337-1	028-623-7254
足利赤十字病院	足利市五十部町 284-1	0284-21-0121
国際医療福祉大学病院	那須塩原市井口 537-3	0287-37-2221
栃木県医師会塩原温泉病院	那須塩原市塩原 1333	0287-32-4111
真岡中央クリニック	真岡市上高間木 2-24-5	0285-82-2245
リハビリテーション花の舎病院	野木町南赤塚 1196-1	0280-57-1200

イ 相談支援事業者

障害者やその家族に対して、各種の相談に応じ、情報提供及び助言、指導を行うとともに、県、市町、障害福祉サービス提供事業者、医療機関等との連絡調整を行います。

※下記の市町から委託された事業所以外に、指定特定相談支援事業者等があります。

(市町から委託を受けている相談支援事業者)

番号	市町	名称	所在地	電話	FAX
1	宇都宮市	障がい者生活支援センターひかり	宇都宮市若草4-20-7 セントラル若草206	028(678)3077	028(612)7718
2		障がい者生活支援センターサポートみゆき	宇都宮市海道町79	028(661)5116	028(661)5145
3		障がい者生活支援センタークライス	宇都宮市桜2-5-30 福田ビル 2F((福)房香会サライトオフィス)	028(666)5911	028(666)5912
4		障がい者生活支援センタースローライフ	宇都宮市下金井町587	028(678)8781	028(678)8782
5	足利市	足利市障がい者基幹相談支援センター	足利市東砂原後町1072 足利市総合福祉センター内	0284(44)0307	0284(44)0318

番号	市町	名称	所在地	電話	FAX
6	栃木市	栃木市障がい児者相談支援センター	栃木市万町9-25	0282(21)2235	0282(21)2682
7	佐野市	障がい者相談支援センターみどり	佐野市浅沼町146-5 (福) とちのみ会フロム浅沼内	0283(24)5759	0283(24)5333
8		相談支援事業所さの	佐野市堀米町3905-4 (福) ブローニュの森内	0283(21)6811	0283(85)7752
9	鹿沼市	鹿沼市障がい児者基幹相談支援センター	鹿沼市日吉町1011 鹿沼市やまびこ荘内	0289(60)2588	0289(77)5528
10	日光市	日光市障がい者相談支援センター	日光市今市本町1	0288(22)8522	0288(21)5105
11	小山市	小山市障がい児者基幹相談支援センター	小山市中央町1-1-1 小山市役所2階	0285(23)5050	0285(29)6090
12	真岡市	真岡市障害児者相談支援センター	真岡市荒町110-1 真岡市総合福祉保健センター内	0285(80)7765	0285(81)7789
13	大田原市	大田原市障害者相談支援センター	大田原市本町1-3-1 大田原市役所A別館1階	0287(20)6751	0287(20)6751
14		地域生活支援センターゆづり葉	那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287(63)7777	0287(73)7022
15	矢板市	矢板市障がい児者相談支援センター	矢板市本町7-21	0287(40)0886	0287(44)0089
16	那須塩原市	那須塩原市障害者相談支援センター	那須塩原市共懇社108-2 那須塩原市役所(本庁舎)内	0287(62)7787	0287(63)8911
17		地域生活支援センターゆづり葉	那須塩原市宮町2-14 (特非) 那須フロンティア内	0287(63)7777	0287(73)7022
18		(特) 栃木県北地区手話通訳派遣協会	那須塩原市上厚崎431-17	0287(73)4422	0287(62)7776
19	さくら市	障がい者支援センターふれあい	さくら市桜野1270	028(681)6666	028(681)6634
20		障害者相談支援センター桜花	さくら市氏家1799-1	028(681)6720	028(681)6721
21	那須烏山市	那須烏山市障がい者相談支援センター	那須烏山市旭1-3610	0287(80)1020	0287(80)1027
22	下野市	下野市障がい児者相談支援センター	下野市笹原26 下野市役所1階 社会福祉課内	0285(37)9970	0285(37)9970
23	上三川町	上三川障がい児者生活相談支援センター	上三川町上三川5082-15 上三川ふれあいの家ひまわり内	0285(38)6854	0285(38)6841
24	益子町	芳賀郡障害児者相談支援センター	市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285(81)6565	0285(81)6564
25	茂木町	芳賀郡障害児者相談支援センター	市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285(81)6565	0285(81)6564

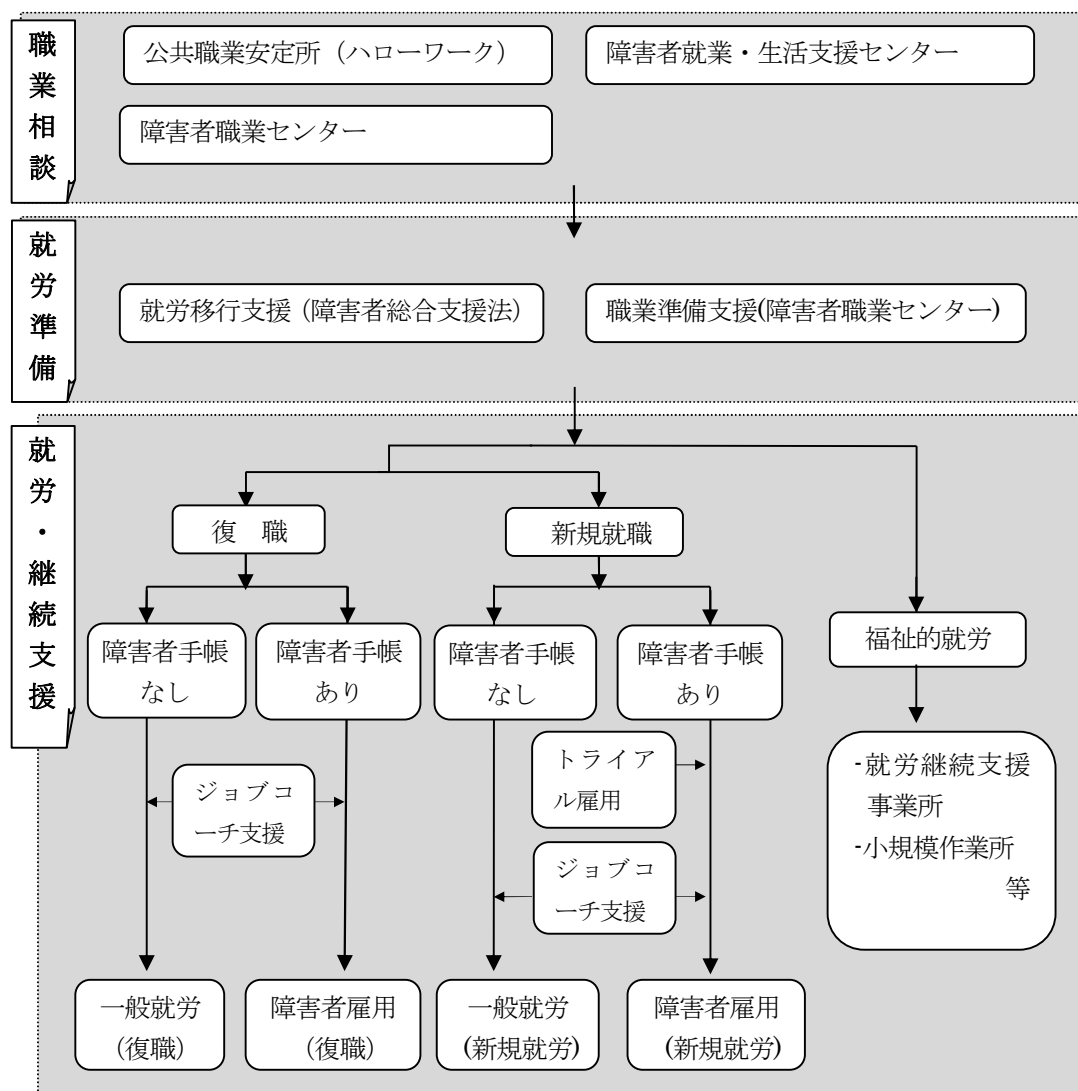
番号	市町	名称	所在地	電話	FAX
26	市貝町	芳賀郡障害児者相談支援センター	市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285(81)6565	0285(81)6564
27	芳賀町	芳賀郡障害児者相談支援センター	市貝町市塙1720-1 市貝町保健福祉センター内	0285(81)6565	0285(81)6564
28	壬生町	あるしえん	壬生町安塚2032-2	0282(86)7665	0282(25)7625
29	野木町	ライフサポートセンター ゆめ	野木町丸林582-1	0280(33)6951	0280(33)6952
30		みらい	野木町丸林371-12	0280(57)2673	0280(57)2673
31	塩谷町	塩谷町障害者相談支援センターライキ園	塩谷町熊ノ木1057-1 (福)同愛会ライキ園内	0287(45)2940	0287(45)2941
32	高根沢町	高根沢町障害児者基幹相談支援センター	高根沢町文挾374-1	028(680)6420	028(612)7106
33	那須町	地域生活支援センターゆ ずり葉	那須塩原市宮町2-14 (特非)那須フロンティア内	0287(63)7777	0287(73)7022
34		指定相談支援事業所ノ エル	那須町寺子乙1994-19	0287(73)5315	0287(73)8636
35	那珂川町	相談支援センター リヴェット	那珂川町芳井840-4	0287(93)5555	0287(96)5556
36		相談支援事業所大山田ノ ンフェール	那珂川町大山田下郷955	0287(93)6022	0287(93)6023
37		那珂川町社協相談支援事 業所	那須烏山市馬頭560-1	0287(92)3002	0287(92)1295

ウ その他の一般的相談窓口

支援拠点機関や相談支援事業者のほか、当事者や家族がよく利用する相談窓口としては、①受診している病院の相談室、②市町の障害福祉担当課、③健康福祉センターなどがあります。

(2) 労働に関する相談

ア 概要



※各制度や支援の利用に際しては、個別に要件等を確認する必要があります。

参考：埼玉県「高次脳機能障害の理解と支援のために－社会資源・制度編－」

イ ハローワーク(公共職業安定所)

就職を希望する障害者に対して、職業相談や職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や事業主に対する障害者雇用の指導・支援を行っています。

名称	所在地	電話
ハローワーク宇都宮 宇都宮公共職業安定所	宇都宮市明保野町 1-4 宇都宮第 2 地方合同庁舎	028 (638) 0369
ハローワーク那須烏山 那須烏山公共職業安定所	那須烏山市城東 4-18	0287 (82) 2213
ハローワーク鹿沼 鹿沼公共職業安定所	鹿沼市睦町 287-20	0289 (62) 5125
ハローワーク栃木 栃木公共職業安定所	栃木市河合町 1-29 栃木地方合同庁舎 1 階	0282 (22) 4135

名称	所在地	電話
ハローワーク佐野 佐野公共職業安定所	佐野市天明町 2553	0283(22)6260
ハローワーク足利 足利公共職業安定所	足利市丸山町 688-14	0284(41)3178
ハローワーク真岡 真岡公共職業安定所	真岡市荒町 5101	0285(82)8655
ハローワーク矢板 矢板公共職業安定所	矢板市末広町 3-2	0287(43)0121
ハローワーク大田原 大田原公共職業安定所	大田原市紫塚 1-14-2	0287(22)2268
ハローワーク小山 小山公共職業安定所	小山市喜沢 1475 おやまゆうえんハーヴェス トウオーク内	0285(22)1524
ハローワーク日光 日光公共職業安定所	日光市今市本町 32-1	0288(22)0353
ハローワーク黒磯 黒磯公共職業安定所	那須塩原市共墾社 119-1	0287(62)0144

ウ 障害者職業センター

これから働こうとする、または働いている障害者に対して、職業相談・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援等、障害者雇用の促進や職場定着のための支援を行っています。

また、事業主に対しては、障害者の採用や雇用管理に関する支援を行っています。

名称	所在地	電話
栃木障害者職業センター	宇都宮市睦町 3-8	028(637)3216

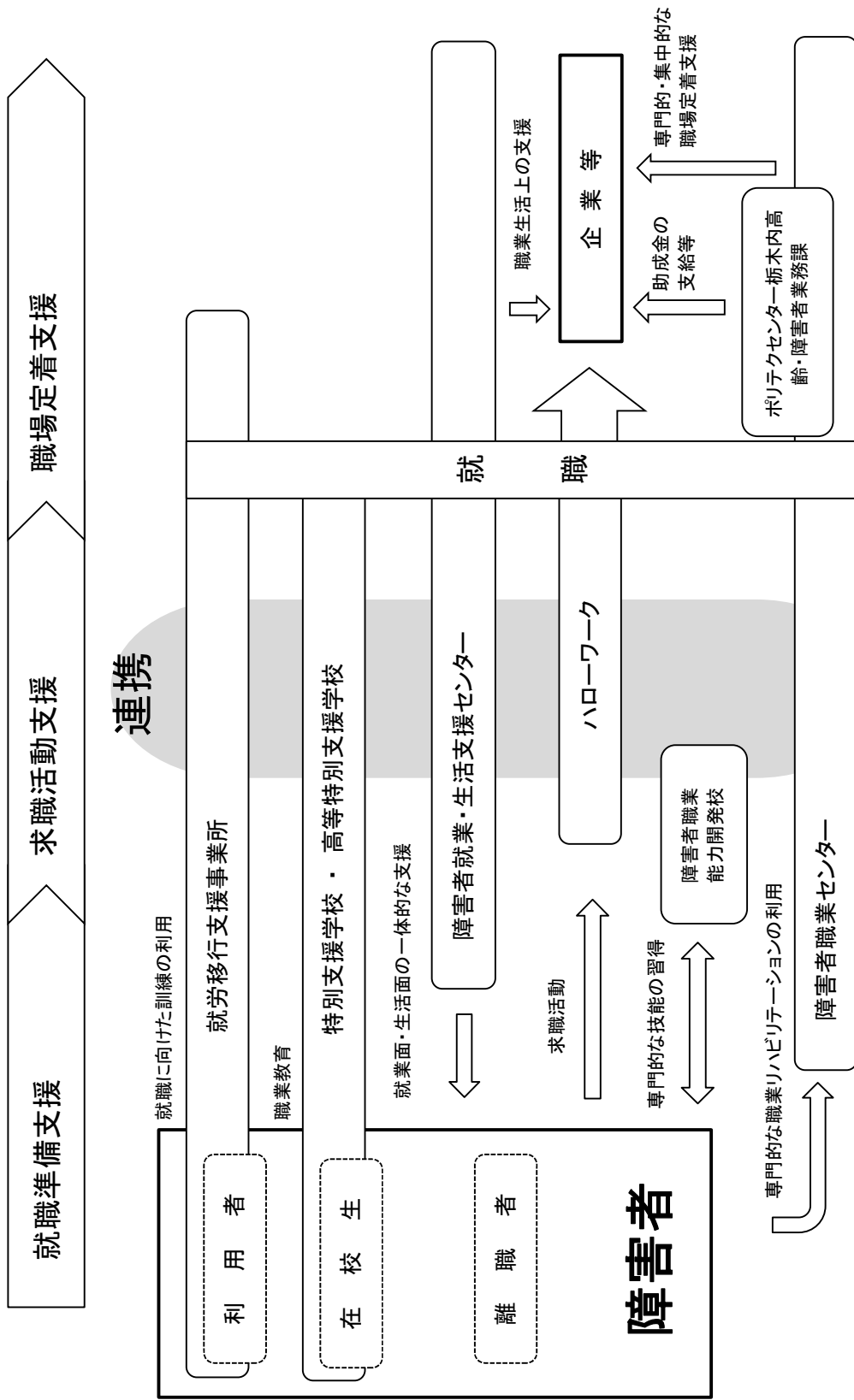
エ 障害者就業・生活支援センター

障害者やその家族からの就労に関する相談、障害者を雇用している事業主からの相談に応じ、就業面・生活面の一体的な支援を行っています。

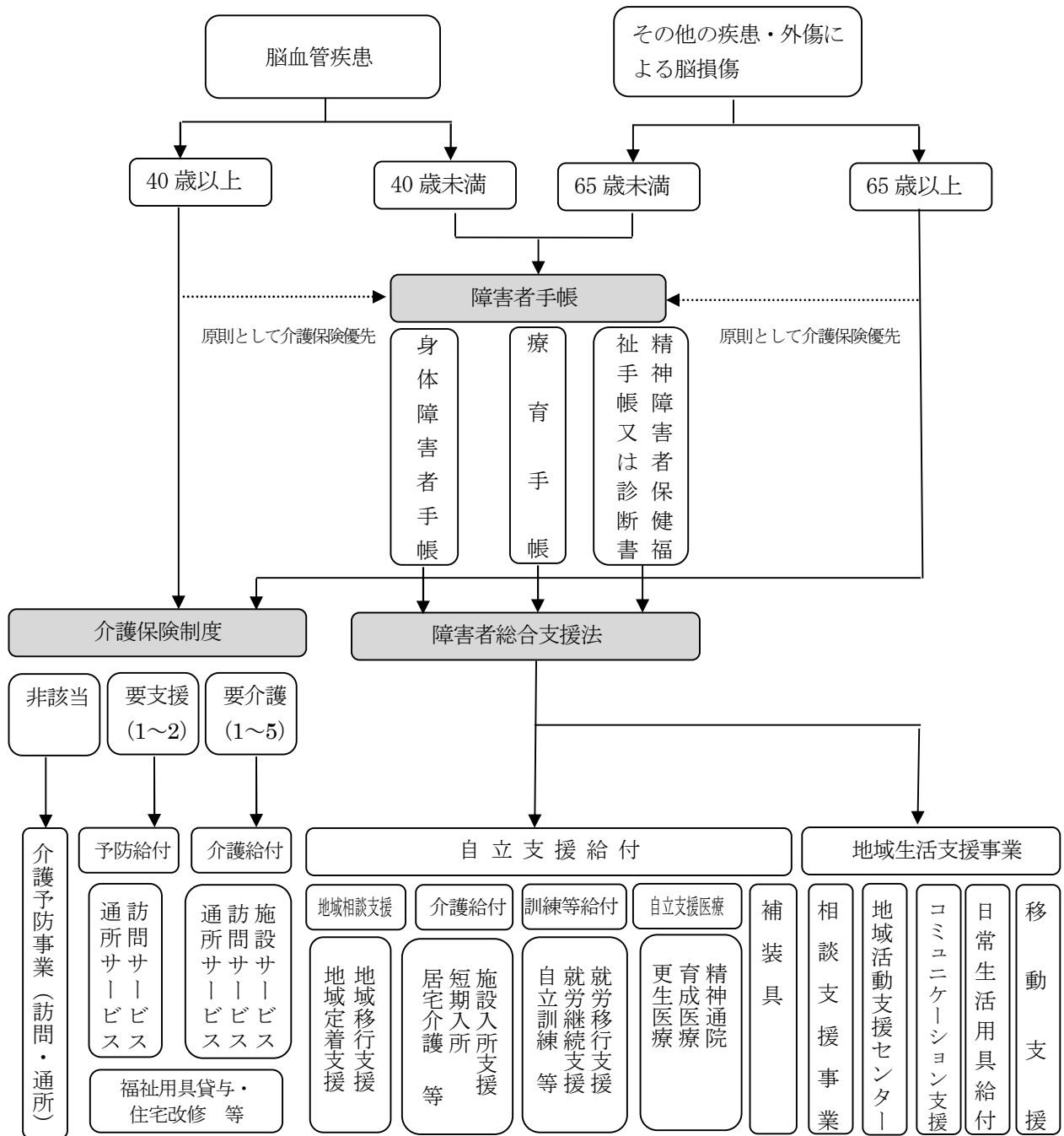
名称	所在地	電話	担当市町
宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	宇都宮市平出工業団地 43-100	028(678)3256	宇都宮市
県西圏域障害者就業・生活支援センター 『フィールド』	鹿沼市武子 1566 (福) 希望の家内	0289(63)0100	鹿沼市 日光市

名称	所在地	電話	担当市町
県東圏域障害者就業・生活支援センター 『チャレンジセンター』	真岡市荒町 3-9-5 県東ライフサポートセンター・真岡 2F	0285(85)8451	真岡市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町
県南圏域障害者就業・生活支援センター 『めーぷる』	壬生町あけぼの町 5-6	0282(86)8917	栃木市 小山市 下野市 上三川町 壬生町 野木町
県北圏域障害者就業・生活支援センター 『ふれあい』	さくら市桜野 1270	028(681)6633	大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町
両毛圏域障害者就業・生活支援センター	足利市真砂町 1-1 栃木県安足健康福祉センター内	0284(44)2268	足利市 佐野市

障害者の一般就労移行支援関係機関



(3) 福祉に関する相談
ア 概要



参照：埼玉県「高次脳機能障害の理解と支援のために－社会資源・制度編－」

イ 障害者手帳制度

障害者手帳は、手帳を持つ方が一定の障害にあることを証明し、定められた各種サービスを利用できるようにするものです。現在、①身体障害者手帳、②療育手帳、③精神障害者保健福祉手帳があります。

① 身体障害者手帳（問合せ先：市福祉事務所又は町役場）

対象となる障害は、視覚障害、聴覚又は平衡機能の障害、音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、免疫、肝臓）の障害です。障害の程度により、1～6級に区分されます。

② 療育手帳（問合せ先：市福祉事務所又は町役場）

児童相談所（18歳未満）又は知的障害者更生相談所（18歳以上）で知的障害と判定された方が対象となります。

本県では、障害の程度により、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。

③ 精神障害者保健福祉手帳（問合せ先：市町担当課、栃木県精神保健福祉センター又は県健康福祉センター）

精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、（1）精神疾患の存在の確認、（2）精神疾患（機能障害）の状態の確認、（3）能力障害（活動制限）の状態の確認、（4）精神障害の程度の総合判定という順を追って行われます。障害の程度により、1～3級に区分されます。

○ 手帳所持者が利用できる各種制度等

制度等の名称		身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者 保健福祉手帳		
		1	2	3	4	5	6	A1	A2	B1	B2	1	2	3
医 療	重度心身障害者医療費	○	○	○※1	○※1			○	○					
	自立支援医療	○	○	○	○	○	○					○※2	○※2	○※2
県営住宅の優先入居		○	○	○	○			○	○	○		○	○	
手 当	特別児童扶養手当	○	○	○	○			○	○	○				
	特別障害者手当	○	○					○						
	障害児福祉手当	○	○					○	○					
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
補装具費の支給		○	○	○	○	○								
日常生活用具の給付・貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	○				
行 動 範 囲 の 拡 大	鉄道・バス運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	有料道路通行料の割引※3	○	○	○	○	○	○	○						
	運転免許取得費用の助成	市町より内容が異なりますので市福祉事務所又は町役場にお問い合わせください。												
	自動車改造費用の助成	市町より内容が異なりますので市福祉事務所又は町役場にお問い合わせください。												
税 金 等	税金の減免	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	NHK受信料の減免等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	携帯電話の基本料金等の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	県立施設使用料等の免除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 知的障害の程度が知能指数 50 以下で、身体障害の程度が 3～4 級の障害と重複している方

※2 精神障害者保健福祉手帳の申請の際に、自立支援医療の申請もできます。

※3 有料道路通行料の割引は、あらかじめ市町の窓口で手帳への記載や申請が必要な場合があります。

※ 障害者を対象とした各種制度を利用する場合には、障害者手帳を呈示することによって資格の確認が容易になります。制度によっては、所得制限や診断書による判定等の条件を設けていますので注意が必要です。

※ ネット部分の制度等については、実施する事業者の窓口にお問い合わせください。

○ その他

お住まいの市町により、ハイヤー・タクシー運賃の助成・割引やリフト付ワゴン車の運行など、手帳所持で利用できる制度がありますので、各市町の窓口で確認してください。

ウ 障害福祉サービス等

a) 障害者を対象としたサービス等（問合せ先：市町担当課）

障害者総合支援法では、身体障害・知的障害・精神障害という障害種別に関係なく共通の仕組みの中でサービスを利用できることとなりました。

高次脳機能障害の方は、障害者手帳（現行制度上は、精神障害に位置づけられません。）又は診断書で申請することができます。

このサービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難のある人に、外出時に同行し、移動支援及び外出する際に必要な援助を行います。
	行動援護	知的障害及び精神障害によって行動上著しく困難であって、常に介護を必要とする人に、危険を回避するための必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする人に、介護の必要性が著しく高い場合、居宅介護等のサービスを包括的にを行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。

	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
例 地域生活支援事業	移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
	地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
	福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

ひとこと

介護給付を受ける場合には、市町で障害程度区分の認定を受ける必要があり、その結果によって利用可能なサービスの範囲も決まってきます。

サービス \ 区分	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
居宅介護						
重度訪問介護				* 1		
同行援護	* 2					
行動援護			* 3			
重度障害者等包括支援						* 4
短期入所						
療養介護					* 5	* 6
生活介護		50歳以上				
施設入所支援			50歳以上			

* 1 区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であって、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた方）で次の①②のいずれにも該当する方

- ① 二肢以上に麻痺がある
- ② 認定調査の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれかの項目も「支援が不要」以外と認定されている。

* 2 次の①②のいずれにも該当する方

- ① 同行援護アセスメント調査項目中「視力障害」「視野障害」「夜盲」のいずれかが1点以上の方であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方
- ② 認定調査項目のうち、それぞれ(ア)から(イ)までに掲げる一つ以上に認定されている方

* 3 区分3以上で、認定調査の「行動関連項目（12項目）の合計が10点以上の方

* 4 区分6で意思疎通に著しい困難を有する方で次の①②のいずれにも該当する方

- ① 重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態の方で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する方
(ア) 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者
(イ) 最重度知的障害者
- ② 認定調査の「行動関連項目（12項目）の合計点が10点以上の方

* 5 区分5以上で、次の①から④のいずれかに該当する方

- ① 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
- ② 医療的ケアの判定スコアが16点以上の方
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計が10点以上である方であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方
- ④ 遷延性意識障害であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の方

* 6 区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方

b) 障害児を対象としたサービス等（問合せ先：市町担当課、児童相談所）

以前は、施設入所等は児童福祉法、児童デイサービス等の事業関係は障害者自立支援法、重症心身障害児（者）通園事業は国庫補助事業（予算事業）として実施されてきましたが、平成 24 年 4 月より、すべて児童福祉法に基づき実施されています。

障害児通所支援を利用するには、市町村に障害支援区分の認定について申請を行い、サービス等利用計画を経て、支給決定を受けた後、利用する施設と契約を結びます。障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請することになります。

市 町 村

障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	障害児を児童発達支援センター等に通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を提供します。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童に対して、厚生労働大臣が指定する医療型児童発達支援センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関に通わせ、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障害児、今後利用する予定の障害児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
介 護 給 付	居宅介護(ホームヘルプ)	左記の障害者総合支援法のサービスは、原則として障害児も対象となります。 内容については、本マニュアル47～48ページ「障害者を対象としたサービス等」を御覧ください。
	同行援護	
	行動援護	
	重度障害者等包括支援	
	短期入所(ショートステイ)	

都 道 府 県

障 害 児 入 所 支 援	福祉型障害児入所施設	障害児入所施設に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導および自立生活に必要な知識技能を提供します。
	医療型障害児入所施設	障害児入所施設または指定医療機関に入所する障害児に対して、保護、日常生活の指導および自立生活に必要な知識技能及び治療を提供します。

エ 介護保険サービス（問合せ先：市町担当課）

65 歳以上（40～64 歳の方は脳血管疾患などの特定疾病のある方）で要支援（1 又は 2）と判定された方は介護予防サービスが、要介護状態（1～5）と判定された方は居宅サービス及び施設サービスを利用することができます。

居宅サービス			
サービスの種類	サービスの内容	予防 給付	介護 給付
訪問介護 (ホームヘルプ サービス)	訪問介護員(ホームヘルパー)等が利用者宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話を行う。	×	○
訪問入浴介護	看護師や介護職員が簡易浴槽を利用者宅に持ち込んで、入浴の介護を行う。	○	○
訪問看護	看護師等が利用者宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助等を行う。	○	○
訪問 リハビリテーション	理学療法士、作業療法士等が利用者宅を訪問して、リハビリテーションを行う。	○	○
居宅療養管理指導	通院が困難なサービス利用者に対して、医師・歯科医師・薬剤師などが利用者宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握しながら療養上の管理や指導を行う。	○	○
通所介護 (デイサービス)	通所介護施設(デイサービスセンター)において、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練等を日帰りで行う。	×	○
通所リハビリテーション (デイケア)	介護老人保健施設、医療機関等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションや、入浴、食事の提供等を日帰りで行う。	○	○
短期入所生活介護 (ショートステイ)	介護老人福祉施設等に短期間入所して、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練等を行う。	○	○
短期入所療養介護 (ショートステイ)	介護老人保健施設等に短期間入所して、看護、医学的管理のもとに介護及び機能訓練、必要な医療や日常生活上の支援・世話等を行う。	○	○
介護予防支援/居宅 介護支援	要介護認定者が適切なサービスを受けられるよう、介護認定の申請手続き等の代行、施設の紹介その他の支援等を行う。	○	○

居宅サービス			
サービスの種類	サービスの内容	予防 給付	介護 給付
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等で、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話をを行う。	○	○
福祉用具貸与	車いす、ベッド等の福祉用具を貸与する。 ※要支援1～2、要介護1の場合、給付対象外となるものがある。	○※	○※
特定福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつのための福祉用具の購入費を支給する。	○	○
住宅改修費の支給	日常生活の自立を助けたり、介護者の負担を軽くしたりするための住宅改修工事の費用を支給する。	○	○

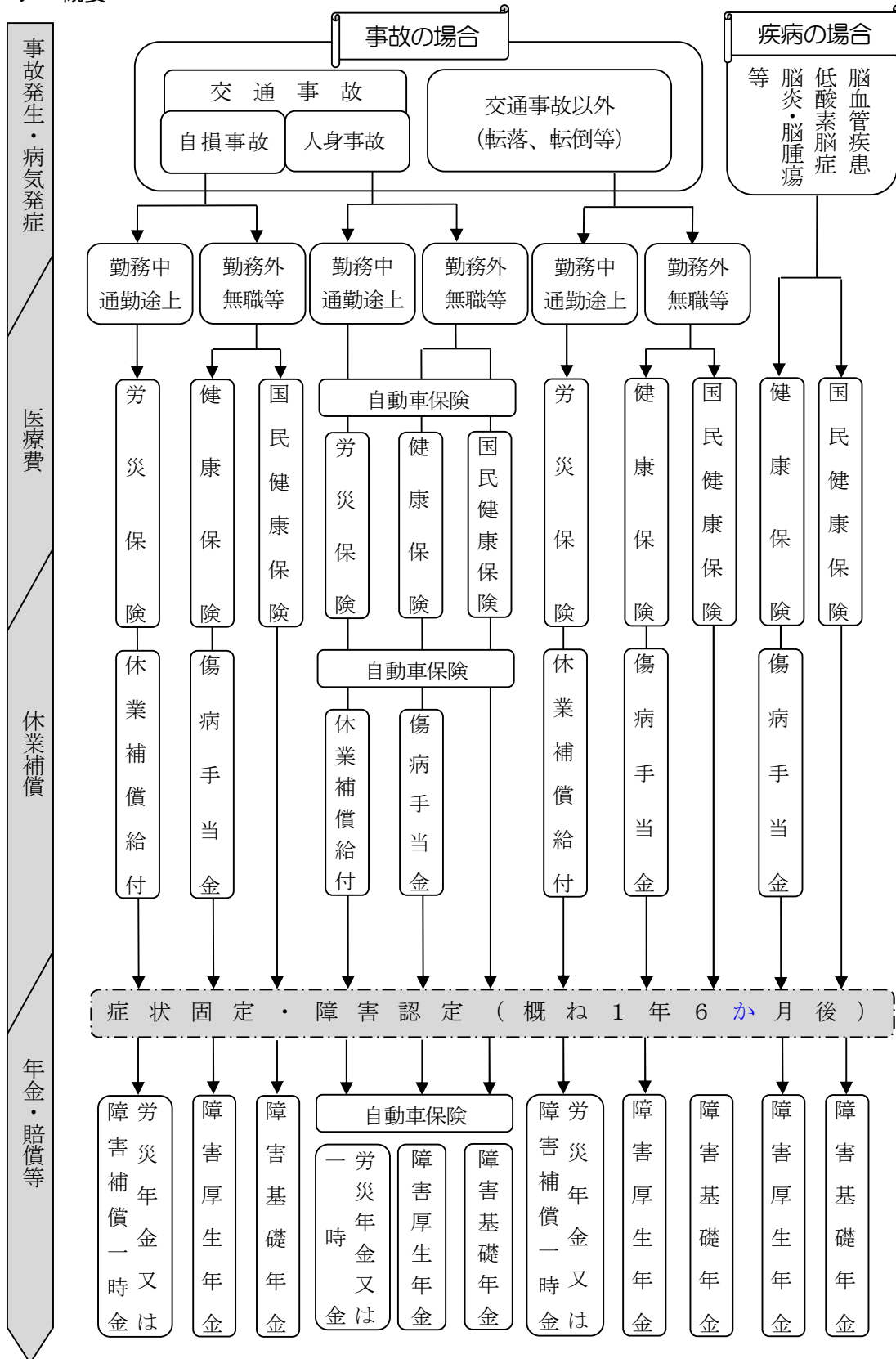
施設サービス			
サービスの種類	サービスの内容	予防 給付	介護 給付
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で在宅生活の困難な方が、日常生活上の世話、機能訓練、看護等のサービスを受けながら生活する施設	×	○
介護老人保健施設 (老人保健施設)	病状が安定している方が在宅復帰できるように、リハビリテーションを中心とした介護が行われる施設	×	○
介護療養型医療施設 (療養病床など)	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする方のための医療施設	×	○
特定施設入居者生活介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供する指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなど	○	○
介護医療院	長期にわたって療養が必要である方の入所を受け入れ、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、療養上の管理、看護、介護、機能訓練、その他必要な医療と日常生活に必要なサービスなどを提供する施設	×	○

施設サービス			
サービスの種類	サービスの内容	予防 給付	介護 給付
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス等で、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。	○	○

地域密着型サービス(原則として、他の市町村のサービスは利用できません)			
サービスの種類	サービスの内容	予防 給付	介護 給付
夜間対応型訪問介護	訪問介護員(ホームヘルパー)等が定期的又は必要に応じて夜間に利用者宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話を行う。	×	○
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者の心身の状況に応じて、必要なサービスを必要なタイミングで、入浴、排せつ、食事等の介護やその他の日常生活上の支援・世話を行うとともに、介護と看護の一体的なサービスを行う。	×	○
認知症対応型通所介護	認知症高齢者を対象に、デイサービスセンター等において日常生活上の世話や機能訓練を行う。	○	○
小規模多機能型居宅介護	利用者の心身の状況や家族の事情が変わっても、住み慣れた地域で介護が受けられるよう、一つの拠点で通所介護(デイサービス)を中心に、訪問介護、ショートステイを組み合わせ提供	○	○
看護小規模多機能型居宅介護	利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、施設への「通い」を中心として、短期間の「宿泊」や「訪問(介護・看護)」の一体的なサービスを行う。	×	○
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	認知症の高齢者が5~9人で共同生活をする住居で、入浴、排せつ、食事等の介護や、その他の日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。 ※要支援2のみ。	○※	○
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員29人以下の有料老人ホーム(軽費老人ホームを含む)の入所者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。	×	○
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設の入所者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や、日常生活上の支援・世話、機能訓練を行う。	×	○

(4) 医療相談・経済的支援（問合せ先：市町担当課、病院MSWなど）

ア 概要



参照：埼玉県「高次脳機能障害の理解と支援のために－社会資源・制度編－」

イ 医療費

国民健康保険

健康保険

高額療養費

(問合せ先：市町、健康保険組合、全国健康保険協会県支部)

月額医療費自己負担のうち、限度額を超えた分が後日の請求で戻ってくる制度。限度額適用認定書（70歳以上は、高齢受給者証）を医療機関の窓口に表示すれば、限度額までの支払いとなります。

自立支援医療（精神通院）

(問合せ先：市町)

事故や病気に伴う精神障害により、継続的に通院治療が必要な場合、自立支援医療の申請が可能です。自己負担は原則として1割。主治医の意見書が必要です。

その他の制度

(問合せ先：市町)

重度障害者医療費助成制度（市町）、健康保険組合独自の付加給付、生命保険（医療保険）による入院保障などがあります。対象や給付内容は、市町や組合、保険によって異なります。

ウ 休業補償・年金・賠償制度

健康保険

傷病手当金

(問合せ先：健康保険組合・年金事務所)

病気やケガで連続して3日以上休んだ場合、4日目から最高で1年半の間、給料の3分の2が支給されます。国民健康保険加入者は対象外です。

労働災害の場合は、労災保険が適用されます。交通事故の場合は、加害者の自賠責保険で休業補償をしますが、過失割合によっては、健康保険を適用することもあります。

国民年金

障害基礎年金

(問合せ先：市町)

年金加入者（国民・厚生・共済）が対象となります。障害の程度（1級又は2級）に応じて、支給されます。20歳前の障害の場合は、20歳から支給されます。

厚生年金

障害厚生(共済)年金

(問合せ先：年金事務所)

障害厚生(共済)年金加入者が対象となります。障害の程度（1級～3級）に応じて障害基礎年金＋上乗せ分（障害厚生年金）が支給されます。ただし、3級は障害厚生年金のみの支給となります。なお、3級に該当しない場合でも、障害手当金（一時金）が支給される場合があります。

年金ひとこと

障害基礎年金・障害厚生年金ともに、障害が固定（概ね初診日から1年6ヶ月後）されてから申請します。受傷・発症時に保険料の滞納があると受給できない場合があるのでよく確認しましょう。（保険料納付済期間が加入期間の3分の2以上であること、又は、直近1年間に保険料未納期間がないことが必要）

※ 20歳未満に初診日がある場合は、20歳到達日又は障害認定日のいずれか遅い日に障害等級に該当すれば、障害基礎年金が支給されます。

労災保険

障害補償年金

（問合せ先：労働基準監督署）

業務上の理由又は通勤による病気やケガが治ったとき、身体に障害が残った場合は、障害の程度（1級～14級）により障害補償給付があります。1級～7級には障害補償年金が、8級～14級には障害補償一時金が支給されます。

※ 労災保険の障害等級と国民年金や厚生年金の障害等級とは、別になります。

なお、障害補償年金は、障害基礎年金・障害厚生年金と併給できますが、その際は一定割合減額となります。

（5）権利擁護相談

障害等により、判断能力が十分ではなく、日常生活を営む上で必要な福祉サービス等を選択・利用することが困難な方が、安心して自立した生活を送ることができるようにするための制度として、「日常生活自立支援事業」と「成年後見制度」があります。

ア 日常生活自立支援事業

高齢の方や障害のある方の権利と財産を守り、地域で安心して自立した生活を送れるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、支援を行っています。

（問合せ先）

名称	所在地	電話
とちぎ権利擁護センター （あすてらす）	宇都宮市若草町 1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028(621)1234

〈地区センター〉

名称	所在地	電話
あすてらす・うつのみや	宇都宮市中央1-1-15 市総合福祉センター内	028(635)1234
あすてらす・にっこう	日光市今市511-1 市春日町庁舎内	0288(21)5577
あすてらす・もおか	真岡市荒町110-1 市総合福祉保健センター内	0285(83)8585

名称	所在地	電話
あすてらす・おやま	小山市神鳥谷931-3 市役所神鳥谷庁舎内	0285(22)5353
あすてらす・やいた	矢板市扇町2-4-19 矢板市きずな館内	0287(43)8700
あすてらす・なすしおばら	那須塩原市南郷屋5-163 市健康長寿センター内	0287(38)1161
あすてらす・さの	佐野市大橋町3212-27 市総合福祉センター内	0283(21)5330
あすてらす・なすからすやま	那須烏山市初音9-7 市社会福祉センター内	0287(82)3500
あすてらす・とちぎ	栃木市今泉町2-1-40 市保健福祉センター内	0282(20)7755
あすてらす・あしかが	足利市東砂原後町1072 市総合福祉センター内	0284(44)0372
あすてらす・かぬま	鹿沼市万町931-1 市総合福祉センター内	0289(63)2817
あすてらす・おおたわら	大田原市浅香3-3578-17 市福祉センター内	0287(23)7375
あすてらす・しもつけ	下野市小金井789 市保健福祉センターゆうゆう館内	0285(43)1250

※一般相談（来所又は電話） 月～金曜日（祝日、年末年始除く）9：00～16：00
一部の「あすてらす」で受付時間は異なります。

イ 成年後見制度

成年後見制度は、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度は、たとえば、次のような時に利用できます。

- ① 高齢になり、自分の財産の管理を頼れる人がいなくて不安な場合
- ② 子供はいるけれども、将来はあてにできない。遺産相続で争いが起きることは避けたい場合
- ③ 知的障害を持つ子供の将来が心配。親が亡くなった後の子供の財産管理を頼みたい場合
- ④ 高齢のため入院中で、自分の預金や土地の管理等ができないので、相談したい場合

（問合せ先）

名称	所在地	電話
宇都宮家庭裁判所	宇都宮市小幡1-1-38	028(621)2111
宇都宮家庭裁判所真岡支部	真岡市荒町5117-2	0285(82)2076
宇都宮家庭裁判所大田原支部	大田原市中央2-3-25	0287(22)2112

名称	所在地	電話
宇都宮家庭裁判所栃木支部	栃木市旭町16-31	0282(23)0225
宇都宮家庭裁判所足利支部	足利市丸山町621	0284(41)3118
(社)成年後見センターリーガルサポートとちぎ支部(栃木県司法書士会)	宇都宮市幸町1-4	028(632)9420
ぱあとなあ・とちぎ (社)栃木県社会福祉士会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028(600)1725
栃木県弁護士会	宇都宮市明保野町1-6	028(689)9000
(福)栃木県社会福祉協議会	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内	028(621)1234

(6) 生活保護等相談

ア 生活保護制度(問合せ先:市福祉事務所、広域健康福祉センター)

生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

イ 生活困窮者自立支援制度(問合せ先:市社会福祉協議会又は市町担当課、広域健康福祉センター)

現在は生活保護を受給していないが、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対し、就職、住まい、家計など暮らしの悩みに早期かつ包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度です。

ウ 生活福祉資金(問合せ先:(福)栃木県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会)

障害者世帯等に対し、以下の経費等に対して資金の貸付を行っています。

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限 額の目安	償還 期間	貸付利子	連帯保証人
生業を営むために必要な経費	460万円	20年	連帯保証 人を立て る場合は 無利子	原則必要 ただし、連 帯保証人な しでも貸付 可
技能習得に必要な経費、及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※1	8年		
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円	7年		
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円	8年	連帯保証 人がいな い場合に は据置期 間経過後 年1.5%	
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円	8年		
負傷又は疾病の療養に係る必要な経費(健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む)及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費)	※2	5年		

資金の目的	貸付条件			
	貸付上限 額の目安	償還 期間	貸付利率	連帯保証人
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	※3	5年	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円	7年		
冠婚葬祭に必要な経費	50万円	3年		
住宅の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円	3年		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円	3年		
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円	3年		

※1 技能を習得する期間が6月程度：130万円、1年程度：220万円、2年程度：400万円、3年程度：580万円

※2 療養期間が1年を超えない時は170万円、1年を超え1年6箇月以内であって、世帯の自立に必要な時は230万円

※3 介護サービスを受ける期間が1年を超えない時は170万円。1年を超え1年6箇月以内であって、世帯の自立に必要な時は230万円

(7) 交通事故相談

ア 県が設置する交通事故相談所

損害賠償、示談交渉等の困りごとに関し、専門の相談員が相談にのってくれます。

名称	所在地	電話
栃木県広報課県民プラザ室	宇都宮市塙田 1-1-20 栃木県庁舎本館 2階	028(623)2188

イ 日本弁護士連合会が設置する日弁連交通事故相談センター

弁護士が、無料で、面接相談や示談あっせんを行ってくれます。

名称	所在地	電話
日弁連交通事故相談センター 栃木相談所	宇都宮市明保野町 1-6 栃木県弁護士会館内	028(689)9001

ウ NASVA 交通事故被害者ホットライン

交通事故被害者の悩みについて、相談内容に応じた各種相談機関の相談窓口を紹介してくれます。

また、NASVA(独立行政法人自動車事故対策機構)が実施する交通遺児等への貸付、介護料の支給、療護施設等についても案内が受けられます。

名称	電話
NASVA 交通事故被害者ホットライン	(0570)000738 IP 電話からは 03(6853)8002

2 高次脳機能障害支援普及モデル事業

(1) 事業概要

見えない障害と言われる高次脳機能障害に対する包括的な医療・福祉サービスを行う際に必要な診断・訓練及び社会参加支援の方法を確立するために、厚生労働省において、平成13年から5か年をかけて、高次脳機能障害支援モデル事業が行われました。

特に、平成13年からの前期3ヶ年の事業の成果として、高次脳機能障害診断基準が策定されたことには大きな意味があります。それまで、明確な定義が存在しなかった高次脳機能障害について、従来の医療・福祉の狭間で十分救済できない脳機能障害者を明確にすることを目的として、行政的な定義付けがなされました。

(2) 高次脳機能障害診断基準

以下には、高次脳機能障害支援モデル事業でまとめられた高次脳機能障害診断基準を示します。

「高次脳機能障害」という用語は、学術用語としては、脳損傷に起因する認知障害全般を指し、この中にはいわゆる単症状としての失語・失行・失認のほか記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などが含まれる。

一方、平成13年度に開始された高次脳機能障害支援モデル事業において集積された脳損傷者のデータを慎重に分析した結果、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害を主たる要因として、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する一群が存在し、これらについては診断、リハビリテーション、生活支援等の手法が確立しておらず早急な検討が必要なことが明らかとなった。そこでこれらの者への支援対策を推進する観点から、行政的に、この一群が示す認知障害を「高次脳機能障害」と呼び、この障害を有する者を「高次脳機能障害者」と呼ぶことが適当である。その診断基準を以下に定める。

診断基準

I. 主要症状等

1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。

II. 検査所見

MRI、CT、脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

III. 除外項目

1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが上記主要症状（I-2）を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。

3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。

IV. 診断

1. I～IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
3. 神経心理学的検査の所見を参考にすることができる。

なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

また、この診断基準については、今後の医学・医療の発展を踏まえ、適時、見直しを行うことが適当である。

